



学 校 要 覧



平成26年度
広島県立尾道特別支援学校
しまなみ分校

〒722-2101 広島県尾道市因島大浜町 1517-1

TEL (0845) 24-1822

FAX (0845) 24-1852

1 学校の概要

- 1) 名 称 広島県立尾道特別支援学校 しまなみ分校
(TEL0845-24-1822)
HP アドレス onomichishimanami-sh.hiroshima-c.ed.jp/
- 2) 所 在 地 〒722 - 2101 広島県尾道市因島大浜町 1517-1
- 3) 設 置 学 部 小学部, 中学部, 高等部

2 沿革概要

- 昭和 53 年 1 月 1 日 広島県立三原養護学校設置
初代校長 瀬戸一登 教頭 東田守壮 事務長 龍光寺 明
事務所を県立三原高等学校内に設置
- 昭和 55 年 4 月 1 日 広島県立三原養護学校瀬戸田分級設置(2 学級)
4 月 11 日 瀬戸田分級開設式・始業式
- 昭和 57 年 4 月 1 日 第 2 代 三次秀男校長
- 昭和 58 年 4 月 1 日 第 3 代 杉本成也校長
- 昭和 58 年 9 月 1 日 第 4 代 東田守壮校長
- 昭和 60 年 4 月 1 日 第 5 代 打田勝彦校長
- 昭和 60 年 11 月 10 日 第 1 回文化祭
- 昭和 61 年 7 月 24 日 昭和 61 年度県立学校授業研究推進指定校となる
- 昭和 63 年 4 月 1 日 第 6 代 三浦 盛校長
- 平成 3 年 11 月 11 日 第 7 代 林 昭一郎校長
- 平成 4 年 7 月 11 日 学校 5 日制試行実施
- 平成 5 年 3 月 22 日 瀬戸田分級自動車進入路門扉新設
- 平成 7 年 3 月 28 日 瀬戸田分級浴室新築
- 平成 8 年 4 月 1 日 第 8 代 歌谷晴行 校長
- 平成 9 年 2 月 24 日 つどいの家「泉聚宿」開所式
- 平成 10 年 4 月 1 日 第 9 代 高村徹蔵校長
- 平成 13 年 4 月 1 日 第 10 代 谷口 進校長
- 平成 14 年 3 月 4 日 第 11 代 永井孝志校長
- 平成 14 年 4 月 1 日 第 12 代 中井正博校長
- 平成 15 年 4 月 1 日 第 13 代 兼田ツヤ子校長
- 平成 16 年 1 月 7 日 看護師委嘱(瀬戸田分級)
- 平成 17 年 4 月 1 日 第 14 代 室積幸生校長
- 平成 19 年 4 月 1 日 広島県立三原特別支援学校に校名変更
- 平成 19 年 12 月 1 日 広島県立三原特別支援学校瀬戸田分級
移転に伴い, しまなみ分級に校名変更
- 平成 19 年 12 月 20 日 しまなみ分級移転記念式
- 平成 21 年 4 月 1 日 第 15 代 檀上 満校長
- 平成 24 年 4 月 1 日 学校編成により広島県立尾道特別支援学校しまなみ分校に校名
変更
初代校長 服部秀樹

3 学校経営目標及び教育目標・重点指導

学校経営目標

尾道市島嶼部を中心に、特別支援教育の推進を担う

教育方針

- ① 学校組織マネジメントの確立を図り、安心して安全な開かれた学校づくり
- ② 特別支援学校における専門性を確立し、児童生徒の「生きる力」を培う
- ③ 地域・幼小中学校及び高等学校等、センター的機能を発揮する

教育目標

- 確かな学力の向上
- 豊かな心の育成
- 体力の向上

重点目標

- 教職員の専門性の向上を図り、地域・企業施設と連携し、参画型の授業づくりを推進する。
- 特別支援学校のセンター的機能を発揮し、幼小中学校・高等学校及び企業施設と連携する。
- 日本一の豊かな自然を生かし、教育環境と学校美化を推進し、児童生徒の「豊かな心」の育成。

重点指導内容

- 地域・企業施設等において、参画型の授業を推進し「生きる力」の育成を図る。
- 島嶼部の特産品を使用した食品加工等、特色ある作業学習の充実を図る。
- 技能検定等に挑戦し、生徒の意欲・態度・技能等の向上を図り、社会参加を推進する。
- 幼小中学校・高等学校及び企業施設等へのセンター的機能の推進を図る。

4 教育課程（平成26年度実施 週時数）

小学部

(週あたりの時間数)

		学年別授業時数																	
		1			2			3			4			5			6		
		単一	重複	訪問	単一	重複	訪問	単一	重複	訪問	単一	重複	訪問	単一	重複	訪問	単一	重複	訪問
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	10	10		10	10		10	10		10	10		10	10		10	10	
	遊びの指導	2	2		2	2			2										
	生活単元学習	4	8		5	8		8	8		8	8		8	8		8	8	
教科	生活																		
	国語	2			2			2			2			2			2		
	算数	2			2			2			2			2			2		
	音楽	1			1			1			1			1			1		
	図画工作																		
	体育	2			2			2			2			2			2		
道徳																			
特別活動																			
自立活動		2	5	6	2	6	6	2	7	6	3	10	6	3	10	6	3	10	6
合計		25	25	6	26	26	6	27	27	6	28	28	6	28	28	6	28	28	6

中学部

(週あたりの時間数)

		学年別授業時数								
		1			2			3		
		単一	重複	訪問	単一	重複	訪問	単一	重複	訪問
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	10	10		10	10		10	10	
	生活単元学習	6	7		6	7		6	7	
	作業学習	4	4		4	4		4	4	
教科	国語	2			2			2		
	社会									
	数学	2			2			2		
	理科									
	音楽	1			1			1		
	美術									
	保健体育	2			2			2		
職業・家庭										
選択教科	外国語									
道徳										
総合的な学習の時間		1	1		1	1		1	1	
特別活動										
自立活動		2	8	6	2	8	6	2	8	6
合計		30	30	6	30	30	6	30	30	6

高等部

(週あたりの時間数)

		学年別授業時数								
		1			2			3		
		単一	重複	訪問	単一	重複	訪問	単一	重複	訪問
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	10	10		10	10		10	10	
	生活単元学習	5	7		5	7		5	7	
	作業学習	8	8		8	8		8	8	
教科	国語	2			2			2		
	社会									
	数学	2			2			2		
	理科									
	音楽	1			1			1		
	美術									
	保健体育	1			1			1		
	職業 家庭									
選択教科										
	道徳	1	1		1	1		1	1	
	総合的な学習の時間									
	特別活動									
	自立活動		4	6		4	6		4	6
	合計	30	30	6	30	30	6	30	30	6

5 平成26年度 日 課

	小学部	中学部	高等部
9:15	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導
9:35			
	休憩	休憩	休憩
9:40	① 45分	① 50分	① 50分
10:25			
10:30	休憩	休憩	休憩
10:35	② 45分	② 50分	② 50分
11:20			
11:25	休憩	休憩	休憩
11:50	日常生活の指導 (給食) 45分	日常生活の指導 (給食) 50分	日常生活の指導 (給食) 50分
12:35			
12:40	休憩	休憩	休憩
12:55	③ 45分	③ 50分	③ 50分
13:40			
13:45	休憩	休憩	休憩
13:50	④ 45分	④ 50分	④ 50分
14:35			
14:40	休憩	休憩	休憩
14:45	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導
15:10			
15:15			

6 年間行事予定表

月	学校行事	学部行事
4	始業式, 入学式, 参観日 離退任式, 家庭訪問 交通安全教室	
5	遠足, 参観日, 火災避難訓練	
6	運動会, 参観日	宿泊学習 (中1)
7	終業式, 参観日, 個人懇談 オープンスクール 不審者対応避難訓練, 防犯教室	
8	夏季登校日	
9	始業式, 県一斉防災訓練, スポーツ・フェスティバル(参 観日)	修学旅行 (高2)
10	参観日	修学旅行 (中2・3) 宿泊学習 (高1) 宿泊学習 (小4・5)
11	学校へ行こう週間, 火災避難訓 練, 公開授業研究会	
12	終業式 個人懇談	
1	始業式, 学校祭参観日	
2	地震津波避難訓練, 参観日	
3	卒業証書授与式, 終業式, 入学者説明会	高等部入学者選抜

※ 学部毎に, 数回の校外学習も実施しています。

7 児童生徒一覧

部	学年	在 籍		住所	計
		男	女	尾道市	
高等部	3年	1	1	2	2
	2年	3	2	5	5
	1年	2	1	3	3
中学部	3年		1	1	1
	2年	4		4	4
	1年	2	1	3	3
小学部	6年		1	1	1
	5年	1	1	2	2
	4年	1	1	2	2
	3年				
	2年	1		1	1
	1年		1	1	1
計		15	10	25	25

8 卒業生の状況

	小学部	中学部	高等部
年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度
男	2	2	4
女	1	2	2
計	3	4	6

9 高等部進路状況(平成25年度)

	人 数
進 学	
教 育 機 関	
就 職	
福 祉 施 設	6
そ の 他	
合 計	6

10 教 職 員 数

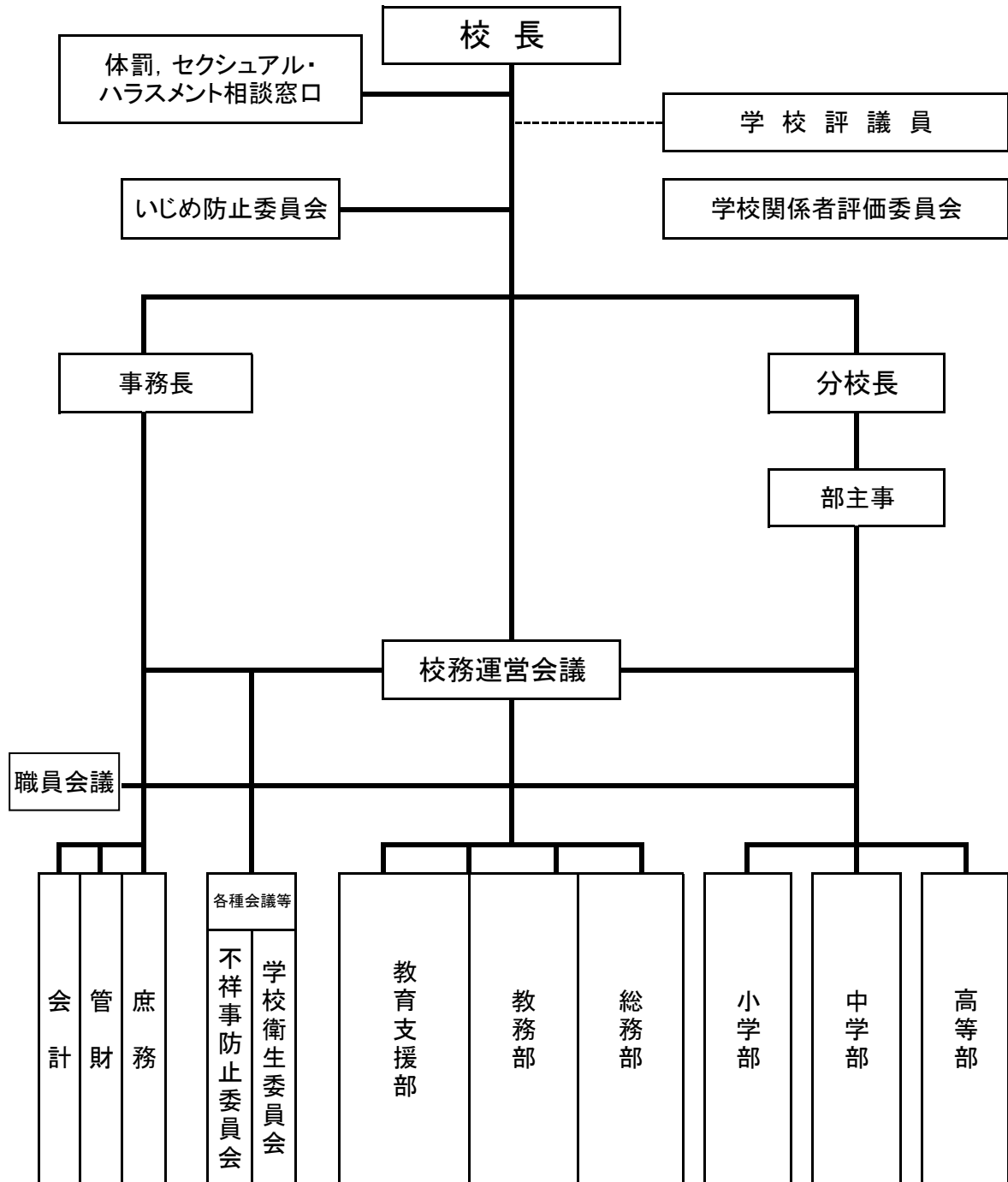
区 分	分 校 長	部 主 事	教 諭	助 教 諭	実 習 教 諭	養 護 教 諭	事 務 職 員	非 常 勤 講 師 等	学 校 医		
									内 科 医	歯 科 医	薬 剤 師
人数	1	1	14	3	1	1	1	3	1	1	1

11 教職員一覧

職 名	氏 名	担当教科等	担 任	校務分掌等
分校長	廣 島 裕 子			
小中高等部主事	鬼 木 智 子			
助 教 諭	榮 谷 奈 美	小 全	小1-1	教務部
教 諭	寺 田 公 子	小 全	小2-1	総務部
教 諭	川 田 康 彦	小 全	小4・5-1	教務部 特別支援教育コーディネーター
教 諭	西 川 達 也	小 全	小4・5-1副担	総務部
助 教 諭	澄 川 明 美	小 全	小4・5-1副担	総務部
助 教 諭	藤 本 香 代 子	小 全	小6-1	教育支援部
教 諭	畑 橋 郁 雄	中 全	中1-1	教育支援部長・生徒指導主事
教 諭	小 西 京 子	中 全	中1-1副担	教育支援部
教 諭	川 崎 隆 司	中 全	中2-1	総務部長・保健主事
教 諭	石 川 久 美 子	中 全	中2・3-1	教務主任
教 諭	安 藤 竜 治	中 全	中2・3-1副担	教務部
教 諭	神 原 和 代	高 全	高1・2-1	教務部
教 諭	濱 田 秀 行	高 全	高1・2-1副担	教育支援部
教 諭	平 尾 智 紀	高 全	高1・2-1副担	教務部
教 諭	渡 邊 操	高 全	高2-1	進路指導主事
教 諭	西 尾 光 功	高 全	高3-1	総務部
教 諭	梅 野 宏 子	高 全	高3-1副担	教育支援部
実習教諭	小 山 大 輔	高 全		総務部
養護教諭	馬 場 浩 子	(育 児 休 業)		
養護教諭	沖 邊 ま な み			総務部
講 師	小 澤 幸 穂	理学療法士		
講 師	松 田 か お る	作業療法士		
講 師	西 上 忠 臣	作業療法士		
総括事務主任	網 本 修 二	庶務・会計・管財		
学 校 医	岡 崎 純 二	内 科		
学校歯科医	今 井 豊	歯 科		
学校薬剤師	寺 西 俊 雄	薬 剤 師		

12 広島県立尾道特別支援学校しまなみ分校

平成26年度校務運営組織図



1 3 広島県立尾道特別支援学校 しまなみ分校

平成26年度校務運営規程

第1章 総則

- 第1条 広島県立尾道特別支援学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、法令及び広島県立高等学校等管理規則に基づき、この規程を定める。
- 第2条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 第3条 分校長は校長を助け、校務を整理し、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 第4条 総括事務長（又は事務長）は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。

第2章 校務運営組織

- 第5条 校務運営及び教育企画を円滑にするために、次の各部を置く。
教務部、総務部、教育支援部、各学部
- 2 本校の校務運営組織図は別表のとおりとする。
- 第6条 教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、保健主事、学年主任を置く。
- 2 主任・主事は、校長の監督を受け、学校運営に係る校務について連絡調整及び指導・助言に当たる。主任・主事を助けるため、必要に応じて副主任を置くことができる。
- 第7条 教務主任・学年主任・進路指導主事・生徒指導主事及び保健主事の命免は、教育委員会の承認を得て校長が行う。この他の主任の命免は分校長が行う。
- 第8条 職員の校務分掌は、年度の初めに校長が定める。

第3章 校務運営会議

- 第9条 校務運営会議は、校長が校務を円滑かつ効果的に運営するために設置する。
- 2 校務運営会議は、校長、分校長、総括事務長（又は事務長）、教務主任、学年主任、進路指導主事、生徒指導主事、保健主事、学校で定めた主任等で構成する。
- 3 校務運営会議は、校長が招集し、主宰する。
- 4 校務運営会議は、原則として週1回開催する。ただし、校長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 5 司会及び記録は、校長が選任する。司会は部主事、記録は総務部長が行う。
- 6 会議録は、分校長が保管する。
- 第10条 校務運営会議では次の事項について扱う。
- ① 学校の将来計画・教育目標の設定
 - ② 学校行事に関する事項
 - ③ 学校徴収金等に関する事項
 - ④ 学校の施設・設備、教材・教具等に関する事項
 - ⑤ 本校教育の目的を遂行するために必要な事項で各分掌組織間の連絡調整事項
 - ⑥ 職員会議で取り上げる事項の整理
 - ⑦ その他校長が必要と認める事項
- 2 校務運営会議で扱う事項は、事前に資料を分校長に提出する。

第4章 職員会議

第11条 職員会議を広島県立高等学校等管理規則第16条の二により設置する。

- 2 職員会議は校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。
- 3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。
- 4 職員会議は、常勤職員をもって構成する。ただし、校長が必要と認めるときは、他の教職員を参加させることができる。
- 5 校長が必要と認めるとき、開催することができる。
- 6 司会及び記録は、校長が選任する。司会・記録は各主任が行う。
- 7 職員会議録は、分校長が保管する。

第12条 職員会議で取り上げる事項は、校務運営会議等を経て、校長が決定する。なお、会議資料等は事前に分校長に提出する。

第5章 各種会議等

第13条 学部会は、各学部の所属職員で構成する。

- 2 会議は、原則として、週1回開催する。
- 3 会議は、部主事が招集し、主宰する。
- 4 司会・記録は部主事が選任する。
- 5 会議録は、部主事が保管する。

第14条 分掌部会・学年会は、各所属職員で構成する。

- 2 会議は、原則として、週1回開催する。
- 3 会議は、主任・主事が招集し、主宰する。
- 4 司会は主任が行い、記録は、主任・主事が選任する。
- 5 会議録は、主任・主事が保管する。

第15条 その他校長が必要と認めるときは、各種会議等を設けることができる。

① 体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口

- 2 各種会議等は、必要に応じて新設、改廃することができる。

第16条 校長は、労働安全衛生法第12条に規定する衛生管理者を選任し、教育委員会に報告する。

- 2 労働安全衛生法第18条第1項に規定する衛生委員会を設ける。衛生委員会は、校長、分校長、事務長、保健管理医及び他の職員3名で構成する。衛生管理者は、校長及び保健管理医以外の構成員の中から選任する。

第6章 学校評議員

第17条 本校に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるることができる。
- 3 学校評議員は、本校職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

第7章 学校関係者評価委員会

第18条 本校に学校関係者評価委員会を置く。

- 2 学校関係者評価委員会は、学校が実施した学校経営計画に係る中間評価、年度末評価などの自己評価について評価を行う。
- 3 学校関係者評価委員の委嘱は、校長が委嘱する。

第8章

第19条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むため、不祥事防止委員会を置く。

- 2 運営については、校長が別に定める。

第20条 いじめに係る学校の状況把握・分析、未然防止及び再発防止のため、いじめ防止委員会を置く。

- 2 運営については、校長が別に定める。

第9章 雑則

第21条 その他、校務運営上必要な規定は、校長が別に定める。

附則 この校務運営規程は、平成24年4月1日から施行する。
平成26年4月1日一部改正

14 不祥事防止委員会設置要項

(設置)

第1条 校務運営規程 第9章第21条に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は校長が指名する。

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を遂行する。

- (1) 年間行動計画の作成
- (2) 学校の課題に対応した研修の企画・実施
- (3) 児童生徒の状況を把握するためのアンケート、モニター調査の実施
- (4) 注意喚起及び意識調査
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 教職員同士の円滑なコミュニケーションづくりのための活動
- (7) PTAとの意見交換

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則 この要項は、平成24年4月1日から施行する。